

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年8月7日 14時20分ごろ
発生場所	三重県桑名市木曾川河口の導流堤 揖斐川口灯台から真方位050° 1.9海里付近 (概位 北緯35° 01.2′ 東経136° 44.9′)
事故の概要	プレジャーボート伊勢湾マリーナ34号は、西進中、導流堤に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年8月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 伊勢湾マリーナ34号、5トン未満 240-25196三重、カネニ総業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船内外機のアウトドライブに破損、船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約1.9m（四日市）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、西進中、船長が、木曾川河口の導流堤（以下「本件導流堤」という。）付近を航行するのが初めてでその存在を知らず、視認した海面とほぼ同じ高さとなっていた本件導流堤を潮目と思って航行し、本件導流堤に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.7mであった。
分析	A船は、西進中、船長が、初めて航行する海域に存在する本件導流堤を知らなかったことから、視認した海面とほぼ同じ高さとなっていた本件導流堤を潮目と思って航行し、本件導流堤に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西進中、船長が、初めて航行する海域に存在する本件導流堤を知らなかったため、視認した海面とほぼ同じ高さとなっていた本件導流堤を潮目と思って航行し、本件導流堤に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・初めて航行する海域においては、海図等により水路調査を行うこと。